

財 源 構 成 (市町村普通会計)

区 分		金 額 (単位：千円)				
		H15 年度		H16 年度		H17 年度
①基準財政収入額		1,191,008		1,225,811		
②基準財政需要額		2,039,585		2,017,735		
③標準税収入額等		1,559,195		1,604,095		
④標準財政規模		2,403,896		2,396,424		
⑤財政力指数 (13~15)		0.56		0.58		
⑧実質収支比率 (%)		6.8		6.6		
⑨經常一般財政等比率 (%)		101.6		99.9		
⑪公債費負担率 (%)		8.7		7.6		
⑩公債費比率 (%)		7.8		7.2		
⑫起債制限比率 (%)		6.9		6.7		
⑭積立金現在高	財 調	838,280		514,480		
	減 債	136		136		
	特定目的	612,634		476,737		
⑮地方債現在高 (政府資金)		3,174,596		3,588,083		
		(2,778,578)		(3,128,758)		
⑯債務負担行為額 (支出予定額)	物件等購入	47,051		37,344		
	保証・補償	0		0		
	そ の 他	320,636		233,311		
	実質的なもの	0		0		
収益事業収入		0		0		
土地開発基金現在高		57,999		58,000		
徴収率	現 年 計	合 計	96.7	84.4	96.5	86.8
		市町村民税	97.9	87.7	97.7	89.3
		純固定資産税	95.5	80.8	95.7	84.0

【用語の意味】

- ① 基準財政収入額：自治体自身が住民から徴収可能と考えられる税収入

地方税	住民税，固定資産税，自動車取得税，軽油引取税，事業所税
地方譲与税	国税として税のうち特定な割りあいでも市町村に配分される
- ② 基準財政需要額：国が定めた基準により算定された当該自治体の各行政運営に係わる必要経費
- ③ 標準税収入額等：【国が「地方税法」で定めた『法定外普通税・目的税』】 × 【25%】
+ 【基準財政収入額】
- ④ 標準財政規模：一般財源（地方税，普通交付税，地方譲与税）をベースとした自前の通常収入
【前年度の標準税収入額】 + 【地方交付税】
- ⑤ 財政力指数：当該自治体における財源の余裕度
【3年間の基準財政収入額の計＝納められた税金の総額】
【3年間の基準財政需要額の計＝仕事に係る必要経費】
◎ 財政力指数が『1.0以下』は【普通地方交付税】を国から交付される
- ⑥ 地方交付税：当該自治体の【財政力指数】が『1.0以下』の場合に国から交付される財源
- ⑦ 実質収支額：【形式収支】 - 【翌年度へ繰越す財源】

形式収支	当該自治体の出納閉鎖日における【歳入決算額】 【A⇒当該年度内に収入として計上された現金】と 【当該年度内に支出として計上された現金】の差額
翌年度へ 繰越す財源	地方公共団体の剰余金又は純損失

- ⑧ 実質収支比率：【実質収支額】 ÷ 【標準財政規模】

3～5%	望ましい
5%以上	本来計画すべき費用が使われていない（改善が必要）
マイナス20%以上	財政再建団体となる

◎黒字か赤字か、黒字の適正值

⑨経常一般財源比率：【経常経費充当一般財源】 ÷ 【経常一般財源】

経常経費充当一般財源	毎年必ず支出が予定されているお金
経常一般財源	毎年必ず決められて入ってくる使い道自由のお金

◎「比率が低いほど」各自治体が自由に使えるお金が多くなる

⑩公債費比率：一般財源に占める【公債費】の割りあい

◎借金の度合い（18%以上⇒引続いて『地方債』を発行するには国の許可が必要）

⑪公債費負担比率：【公債費に充当した一般財源の額】 ÷ 【一般財源の総額】

公債費に充当した一般財源の額	一時借入金の利子、繰上げ返済額
----------------	-----------------

◎公債の発行が増大すると、後年度の財政運営に硬直性が発生する

15% ⇒ 警戒ライン

⑫起債制限比率：自治体が『地方債』を借りるにあたる許可制限指標

15%～20% ⇒ 要注意団体 20%以上 ⇒ 制限される

⑬起債：自治体が『地方債』を発行し市中銀行や公庫、財務資金運用部からお金を借りることをいい、地方債を起こすという。

◎【起債】をするには議会の承認が必要となり、各都道府県を通しての「国の許可」が必要である（H18.4.1から協議制に変わる）

◎「地方債」の過度の発行は後年にわたり住民の過重負担となる為要注意である。

⑭積立金現在高

財調	財政調整基金	経済状況の悪化で地方自治体への収入確保が困難になった場合の安全装置としての貯金
減調	減債調整基金	計画的に「地方債の返済」に当てるために積み立てられた貯金
特定目的	特定目的調整基金	自治体として必要な施設建設及び、特定の目的のために財産を維持するものとして積み立てている貯金

◎貯金のストックは多ければ多いほど安心かも知れないが、大きさの数値を自治体のサービスと照らし合わせ検討することが必要である

⑮地方債現在高：各自治体が「地方債として発行し、現在残っている」借金の総額

◎当該自治体の財政状況から「返済可能な範囲」であるのか常に検討することが必要

⑯債務負担行為額：地方自治体が「起債」という方法をとらなくて借りた借金の総額

債務負担行為	首長が予算として議会に提案し「議会の承認」が得られればある一定の限度額範囲の金額であれば、容易に活用することが出来る行為
--------	--

◎後年において「普通会計の負担」で支払うべき義務を背負っている「債務」であり、当該自治体の借金であることには変わりがない

◎常に『債務負担行為額の残金』には関心を持ち、安易に発行させないことが必要

《 追 記 》

積立金現在高 ⇒ 貯金	地方債 ⇒ 借金
-------------	----------

◎各自治体の「貯金」と「借金」の比率を計算することにより、当該自治体の財政の健全度を知ることが出来る。